

(本号の目次)

1. 法律雑誌等に掲載された主な判例
2. 令和3年(2021年)11月20日までに成立した、もしくは公布された法律
3. 11月の主な発刊書籍一覧(私法部門)
4. 11月の主な発刊書籍一覧(公法・その他部門)
5. 発刊書籍の解説

(掲載判例 INDEX) \* 「1.法律雑誌等に掲載された主な判例」の要旨及び判決日又は決定日を掲載します。

(民事法)

【1】交通事故による車両損傷を理由とする不法行為に基づく損害賠償請求権の民法(改正前)724条前段所定の消滅時効は、身体傷害を理由とする損害が生じた場合でも被害者が上記車両損傷を理由とする損害を知った時から進行すると判示(令和3年11月2日最高裁)

【2】Xは博士課程在籍中、指導教員Y2からアカデミックハラスメントを受け精神的苦痛を被ったとして国立大学法人Y1及び指導教員Y2に損害賠償を請求。Y1の措置の一部を違法とし国賠法に基づく支払いを命じたが、Y2への請求については、個人は民事上の責任を負わないとして棄却(令和2年12月17日名古屋地裁)

【3】AはXの預金口座に不正アクセスし、Yが開設する電子商取引サイトの前払式証券約1334万相当を購入。XはYに不当利益返還請求訴訟を提起。本判決はYの購入代金の利得は認めたが、Yらには不正事実を認識しなかったことに重大に過失はないと判示してXの請求を棄却した(令和3年1月19日京都地裁)

【4】Y府立A高校の女子生徒Xへの頭髪指導について、①染髪等を禁じる校則等が違法か②Xへの頭髪指導は違法か③不登校後のA高校の措置は違法か等が主要争点となった。本判決は①②を適法、③は裁量の範囲を逸脱して違法としてYに対する損害賠償請求を一部認容(令和3年2月16日大阪地裁)

【5】Y運営医療センターで白内障治療手術を受け片方の眼を失明したXが手術担当医師の説明義務違反、カルテ改竄等を主張し損害賠償請求。本判決はカルテ改竄の悪質性から説明義務違反とは別個の慰謝料を認めたほか、説明義務違反と左眼失明との相当因果関係も肯定して後遺症慰謝料等の支払を命じた(令和3年4月30日東京地裁)

(知的財産)

【6】被告は「pum's」の文字からなる商標の商標権者だが、原告は「PUmA」を文字からなる商標を引用商標として被告商標の登録無効を求める審判を請求。特許庁が不成立の審決をしたので原告が本件審決の取消を求める本件訴訟を提起したところ同請求が棄却された事例(令和3年10月14日知財高裁)

【7】発明の名称を「照明器具」とする特許の特許権者である原告が、被告製品は本件発明の技術的範囲に属するとして損害賠償を求めたところ原告の請求が一部認められた事案(令和3年10月19日大阪地裁)

【8】「靴」の特許権者であり、「かばん」の意匠権者である原告が、本件特許権及び本件意匠権に基づき被告製品の使用、譲渡等の差止を求めたところ、被告がサンプル品だけを取り扱ったにせよ、本件特許権及び本件意匠権の侵害のおそれがあるとして原告の請求が認められた事例(令和3年11月4日大阪地裁)

【9】CAD機能等を有するアプリケーションプログラム(原告製品)の著作権者である原告が、被告は原告製品の海賊版製品をネットオークションサイトでの落札者に販売したと主張して著作権侵害を理由に損害賠償等を求めたところ、請求が認容された事例(令和3年11月9日大阪地裁)

(民事手続)

【10】財産分与の審判の申立てを却下する審判に対し、夫又は妻であった者である相手方は即時抗告をすることができる判示(令和3年10月28日最高裁)

【11】Xは、英国法に基づき設立された法人A社の子会社Yらの言動により損害を被ったとしてYらに賠償を求めたが、ロンドン国際仲裁裁判所の仲裁に付託すべきとのXとA社との仲裁合意はYらにも及ぶとして訴えが却下した事例(令和2年6月19日東京地裁)

(刑事法)

【12】ネットショップで架空の名前で注文しその名義で受け取っただけでは私印偽造・同使用の罪にいう「他人の署名を偽造」したとはいえず偽造署名を「使用」したともいえないとし無罪を言い渡された事例(令和2年6月25日京都地裁)

【13】車を運転中道路上に仰臥していた被害者を轢過して傷害を負わせ、その後で死亡させた過失運転致死等で起訴されたが、被告人の車両が轢過したと認定するには合理的疑いがあるとして無罪が言い渡された事例(令和2年10月26日福岡地裁)

(公法)

【14】土地改良区Yに対するXの審査請求が棄却された後(第1裁決)、手続の瑕疵により同裁決を取消し、改めて請求が棄却する第2裁決がされたことから、Xは両裁決の取消を求めたところ、第2裁決の取消が認容された事案(令和1年5月21日東京高裁)

【15】難民不認定処分に対する異議申立棄却決定後に上記決定の告知を送還直前まで遅らせる等して国外に強制送還したことは、司法審査の機会を奪うものであるとして慰謝料等の支払いを命じた事例(令和3年1月13日名古屋高裁)

【16】原告(原告の子はいじめによりa中学を不登校となり自死)は被告教育委員会がa中学校生徒等へのアンケートの回答結果を被告(A町)が不開示としたことに対し、条件付き開示を義務付け損害賠償11万円の支払を命じた事例(令和2年12月1日福島地裁)

【17】地方団体が国の特別交付税額の決定の取消を求める訴えは、上記決定が地方交付税法上適法であるか否かを同法その他の関係法令の適用で判断が可能であるとして「法律上の争訟」に当たるとの中間判決をした事案(令和3年4月22日大阪地裁中間判決)

(社会法)

【18】人材派遣事業Yと有期派遣労働契約を締結していたXが、通勤手当支給の有無につきYの内勤正社員との間で労働条件の違いがあるのは労契法20条に違反するとしてYに対してした通勤手当相当額の損害賠償が棄却された事例(令和3年2月25日大阪地裁)

## 1. 法律雑誌等に掲載された主な判例

### 【民事法】

#### (1) 最三判令和 3 年 11 月 2 日 裁判所 HP

令和 2 年(受)第 1252 号 損害賠償請求事件(一部破棄自判・一部却下)

[https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei\\_jp/661/090661\\_hanrei.pdf](https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/661/090661_hanrei.pdf)

(裁判要旨)

交通事故による車両損傷を理由とする不法行為に基づく損害賠償請求権の民法(平成 29 年法律第 44 号による改正前のもの)724 条前段所定の消滅時効は、身体傷害を理由とする損害が生じた場合であっても、被害者が上記車両損傷を理由とする損害を知った時から進行する

(理由)

車両損傷を理由とする損害と身体傷害を理由とする損害とは、これらが同一の交通事故により同一の被害者に生じたものであっても、被侵害利益を異にするものであり、車両損傷を理由とする不法行為に基づく損害賠償請求権は、身体傷害を理由とする不法行為に基づく損害賠償請求権とは異なる請求権であると解されるのであって、そうである以上、上記各損害賠償請求権の短期消滅時効の起算点は、請求権ごとに各別に判断されるべきものであるからである。

#### (2) 名古屋地判令和 2 年 12 月 17 日 判例時報 2493 号 23 頁

平成 31 年(ワ)第 296 号 損害賠償請求事件(一部認容、一部棄却(確定))

X は、国立大学の医学系研究科(大学院)の博士課程に在籍していたところ、指導教員の Y2 から、①研究プランや博士論文の作成方針について具体的で明確な指示説明をしない、②研究に関する質問に適切に回答しない、③X が満期退学した後、X に日中のカンファレンスへの参加を催促、④X が実験に寄与した本件論文の共著者から X を除外した等、いわゆるアカデミックハラスメント行為を受けたとして、精神的苦痛を被ったとして、国立大学法人 Y1 及び指導教員 Y2 に対し、損害賠償を請求した。

本判決は、④のみを違法行為として、Y1 に対し、国賠法 1 条 1 項に基づき 11 万円の支払いを命じ、Y2 に対する請求は、公務員個人は被害者に対する民事上の損害賠償責任を負わないとして棄却した。

#### (3) 京都地判令和 3 年 1 月 19 日 金法 2173 号 75 頁

平成 31 年(ワ)第 795 号 不当利得返還請求事件(請求棄却)

A は、Y が開設する電子商取引サイトにおいて、同サイト上の取引等で使用可能なチャージタイプの前払式証票を 1334 万 5000 円分購入するにあたり、Y から購入代金の収納事務を委託されている C が提供する決済機能サービスを利用することとしたうえで、X の預金口座に不正にアクセスし、同口座から引き落とす方法により上記 1334 万 5000 円を支払い、その後これを全額費消した。X の預金口座から引き落とされた金額は、D 銀行の別段口座、E 銀行の別段口座、C の預金口座を経由し、Y の預金口座に送金された。本件は、X が、Y に対し、Y が法律上の原因なく上記購入代金を利得したと主張して、不当利得の返還を求める事案である。本件の争点としては、(1)Y は、Y サイトの当該出店者から委託されて本件購入代金を代理受領する立場に過ぎないとの Y の主張について、Y が利益の帰属主体として本件購入代金を利得したといえるか、(2)Y が利得をしたといえる場合、その利得に「法律上の原因」がないといえるかの 2 点である。

本判決は、まず、(1)本件サイトの利用規約における売主を示す規定の有無、顧客の購入手続の過程で売主が明示される場面の有無、商品を購入した顧客に送付されるメールの差出人名および件名の表記、本件サイトにおいて購入した前払式証票がどのように反映されるか等から、Y が本件購入代金を利得したと判示した。次に、(2)Y が、A から本件購入代金の弁済として金員を受領するに際し、同金員が X の預金口座から不正に出金されたものであることにつき悪意又は重大な過失がある場合には、Y による同金員の取得は、X に対する関係において、法律上の原因がなく、不当利得となり、当該不正事実についての悪意又は重大な過失の有無の基準時は、A の Y に対する本件購入代金債務が C の提供する決済機能サービスを利用した支払により消滅した時点、すなわち、X の預金口座から出金された金額が D 銀行の口座に入金された時点と解するのが相当であるとした上で、Y 又は代理受領者である D 銀行としては、D 銀行の口座に上記入金された時点において、同入金が本件購入代金の支払として収納されたものであることを確認番号等により認識したにとどまり、そもそも、A の預金口座から出金されたこと自体を認識し得なかったのであるから、Y 又は D 銀行において不正事実を認識していたとは認められず、また、認識しなかったことについて重大な過失があるということもできないと判示した。

#### (4)大阪地判令和3年2月16日 判例時報2494号51頁

平成29年(ワ)第8834号 損害賠償請求事件 一部認容,一部棄却(控訴)

本件は,Y府が設置運営するA高校2年に在籍していた女子生徒Xが教員らから,頭髮指導として繰り返し黒染めを強要され,授業等への出席を禁止されるなどしたことにより不登校となり,3年進級後には生徒名簿から氏名を削除され,教室から机を撤去されるなどの措置を受けた為,著しい精神的苦痛を受けたとしてYに対し,国家賠償法又は債務不履行に基づく損害賠償(慰謝料200万円等合計226万4948円)を求めた事案である。①染髪等を禁じる校則及び生徒指導方針は違法か②Xへの頭髮指導は違法か③不登校後のA高校の措置は違法か等が主要争点となった。

本判決は,①は社会通念上合理的規制であり適法,②も裁量の範囲を逸脱していないとしたが,③について,Xの登校を困難にする措置であって合理性はないとし教育環境に配慮する義務における裁量の範囲を逸脱した違法があると認め,33万円(慰謝料30万円,弁護士費用3万円)の支払を命じた。

#### (5)東京地判令和3年4月30日 判例タイムズ1488号177頁

平成29年(ワ)第42453号 損害賠償請求事件(医療過誤)(一部認容,確定)

[https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei\\_jp/554/090554\\_hanrei.pdf](https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/554/090554_hanrei.pdf)

原告は,白内障の治療のため,被告(学校法人)が運営する医療センターにおいて,右眼に続き,左眼の手術を受けたが,左眼1回目の手術の際,チン小帯の断裂があり,眼内レンズを挿入できず,原告の左眼視力は当該手術後に急激に低下し,左眼2回目の手術で眼内レンズを挿入されても回復せず,失明に至ったため,当該センターの医師には手術適応の前提として,失明のリスク等を説明すべき義務を怠った説明義務違反,術後の眼圧管理義務違反があり,その結果,左眼失明の後遺障害を負ったほか,同医師によるカルテの改ざんや虚偽説明による精神的苦痛を被ったと主張して,被告に対し,債務不履行又は不法行為に基づく損害賠償を求めた。

本判決は,本件ではカルテの改ざんがなされており,それは説明義務違反とは別個の不法行為を構成し,その態様が,患者の病態やこれを踏まえた患者への説明内容等(本件説明事項)にかかる改ざんであり,その事実が発覚しなければ,医師の説明義務違反の否定につながり得る悪質なものであることや改ざん箇所が多数に及んでいることなどを踏まえ,慰謝料100万円を認め,説明義務についても,本件説明事項を繰り返し説明していたとのセンターの医師の証言について,改ざんされたカルテの記載がそもそも信用できないうえ,カルテ上これを裏付ける記載はなく,他に上記証言を裏付ける的確な証拠はないとして,医師に説明義務違反を認め,原告が本件説明事項の説明を受けていれば,手術の実施に同意することはなく,左眼失明に至ることはなかったとして,説明義務違反と左眼失明との間の相当因果関係を肯定し,後遺症慰謝料等合計853万4721円の損害を認めた。

#### 【知的財産】

#### (6)知財高判令和3年10月14日 裁判所HP

令和3年(行ケ)第10071号 審決取消請求事件 商標権 行政訴訟(棄却)

[https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei\\_jp/635/090635\\_hanrei.pdf](https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/635/090635_hanrei.pdf)

被告は,「pum's」の文字からなり,「運動用特殊衣服,運動用特殊靴」などを指定商品とする商標(本件商標)の商標権者である。原告は,「PUmA」を文字からなる商標を引用商標として,本件商標の登録を無効とすることを求める無効審判を請求したところ,特許庁が不成立の審決(本件審決)をしたので,原告が本件審決の取消しを求める本件訴訟を提起した事案。

本件商標(pum's)と引用商標(PUmA)は,語頭を含めた「pum(PUm)」の文字を共通にするが,末尾において本件商標が小文字の「s」であるのに引用商標が大文字の「A」であるという文字の相違,アポストロフィの有無などの点において明らかに異なり,外観においては,相紛れるおそれはない。

また,本件商標からは「パムズ」,「パムス」,「プムズ」又は「プムス」の称呼が生じるのに対し,引用商標からは「プーマ」又は「ピューマ」の称呼が生じ,語頭の「pu」ないし「PU」を「プ」と読んだ場合に音を共通にする場合があるとしても,いずれも3音という短い音数においては,2音目及び3音目における音の相違,特に,3音目の「ズ」ないし「ス」(本件商標)と「マ」(引用商標)の相違は大きいものであって,相紛れるおそれはない。

また,本件商標が造語であることから,特定の観念を生じないのに対し,引用商標が周知著名であることから,「原告のブランド」との観念を生じ,両者は明確に区別することができ,相紛れるおそれがない。

なお,原告は,本件商標と引用商標の需要者である一般消費者は,衣類や靴等に商標をワンポイントマークとして小さく表示された場合,些細な相違点に気付かないことも多いと主張する。しかし,商標が小さく表示された場合をことさら取り上げることの可否は措くとしても,そもそも本件商標と引用商標は全体的な印象においても明らかに異なるものであり,小さく表示された場合でも,その相違は明白であるから,原告の主張は採用できない。

以上によれば、本件商標と引用商標とは、外観、称呼及び觀念のいずれにおいても相紛れるおそれがなく、類似しないものと認められるから、本件商標は、商標法 4 条 1 項 11 号に該当せず、本件審決の判断に誤りはない、として原告の請求は棄却された。

### (7)大阪地判令和 3 年 10 月 19 日 裁判所 HP

令和 2 年(ワ)第 3474 号 損害賠償請求事件 特許権 民事訴訟(一部認容)

[https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei\\_jp/665/090665\\_hanrei.pdf](https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/665/090665_hanrei.pdf)

発明の名称を「照明器具」とする特許の特許権者である原告が、被告製品は本件発明の技術的範囲に属するとして損害賠償を求めた事案であって、原告の請求を一部認めた事案。

本件発明に係る特許請求の範囲の記載によれば、本件発明の「本体カバー」は、センサ保持具の下側に結合されたランプソケット(構成要件 D)の外周面に取着される「ホルダナット」により、下側に装着されるセードと共にセンサ保持具の下側に装着され、支持され、天井面に密着する(構成要件 E~G)ものである。

本件発明に係る特許請求の範囲の記載によれば、本体カバーは、ホルダナットにより上向きの押圧を加えられて天井面に密着状態で固定されれば足り、他に付加的にセンサ保持具への係止手段を有する構成を排除するものではないと理解される。

各被告製品は、保持具の下側に設けられたソケットに取り付けられるホルダナットにより下方から上向きの押圧を加えられ、引掛シーリング、引掛シーリングプラグ及び保持具を被覆する本体カバーを有し、本体カバーは天井面に密着して設置され、ホルダナットはソケットの外周面に取り付けられてセードを支持し、本体カバーに下方から上向きの押圧を加える構成を有している。

「本体カバー」は本件発明のセンサ保持具の下側に装着されて引掛型配線器具、接続器及びセンサ保持具を被覆する本体カバーに相当し、「ホルダナット」は本件発明のランプソケットの外周面に取着されてセード及び本体カバーを支持するとともに本体カバーを天井面に密着させるホルダナットに相当するから、各被告製品は、本件発明の構成要件 E 及び G を充足する。

被告は、各被告製品においては保持具の当接片及び押圧バネのみによって本体カバーが支持され、天井面に密着すると主張する。しかしながら、各被告製品の本体カバーに「バネで仮止めされます。」との記載があるにもかかわらず、ホルダナットを取着することなく本体カバーの固定が完了すると解することは困難である。そして、保持具の当接片及び押圧バネが本体カバーの当接部及び係止突起と当接し、支持力を有するとしても、後にソケットに取着されるホルダナットにより本体カバーが上向きの押圧を加えられるのであるから、本体カバーがホルダナットにより支持され、天井面に密着させられる構成を有することに変わりはない。したがって、この点に関する被告の主張は採用できない。

以上より、各被告製品は、本件発明の技術的範囲に属する。

### (8)大阪地判令和 3 年 11 月 4 日 裁判所 HP

令和 2 年(ワ)第 10938 号 特許権侵害差止等請求事件 特許権 民事訴訟(認容)

[https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei\\_jp/679/090679\\_hanrei.pdf](https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/679/090679_hanrei.pdf)

発明の名称を「鞆」とする特許の特許権者であり、意匠に係る物品を「かばん」とする意匠の意匠権者である原告が、本件特許権及び本件意匠権に基づき被告製品の使用、譲渡等の差止を求めた事案であって、差止を認めた事案。

(ア)被告は、令和元年 5 月頃、中国の製造業者である「金通」に対し、「レジカゴデイパック」の製造を発注し、金通は、被告が指定した仕様に基づいて、サンプル 3 個を試作して、これを被告に送付した。(イ)被告は、令和元年 5 月頃、発注元である「ヒロ」に本件サンプル品を交付し、ヒロは、同月 24 日、同月 30 日及び同月 31 日、「レジカゴリュック」を発注し、デポジット 445 万 5000 円を被告に支払った。(ウ)被告は、令和元年 7 月 25 日、ヒロに対し、「レジカゴデイパック」1 万 1520 個が同年 8 月には輸入されるとして本請求書を発行し、ヒロは、同年 8 月 10 日、デポジット分を控除した 479 万 0016 円を被告に支払ったが、被告が資金ショートを起こし、前記デポジットを別件に流用し、金通に製造代金を支払えなかったため、同年 8 月になっても、「レジカゴデイパック」が輸入されることはなかった。(エ)ヒロは被告が製造代金を支払えなくなったため、中国から「レジカゴリュック」が輸入できなくなったと聞き、中国の商社である「源恵」を通じて調査し、その結果、金通において製品を製造したが、代金の支払がないため、引渡しが留保されており、一部の製品が水に浸かったために、さらに材料が必要であることが判明した。(オ)ヒロは、令和元年 9 月頃、源恵を介し、金通に未払製造代金等を支払い、金通は、同年 10 月及び同年 11 月、製造した製品を源恵 名義でヒロ宛に輸出した。(カ)ヒロは、令和元年 10 月頃から令和 2 年 2 月ころまでの間、納入された製品を被告製品として販売した。

以上の事実経過によれば、本件サンプル品を除く被告製品を中国から輸入したのはヒロであり、被告が本件サンプル品を除く被告製品をヒロに譲渡したとは認められない。

他方、本件サンプル品については、令和元年 5 月頃、被告が金通から受領したものであり、これは被告製品を受注するためにヒロに交付されたのであるから、業として譲渡したものと見える。また、被告の資金ショートにより頓挫したものの、被告は、同年 5 月頃、本件サンプル品をヒロに譲渡して被告製品の発注を受けたのであるから、業として被告製品の譲渡の申出をしたものと認められる。

被告は、金通に被告製品を発注し、ヒロから代金を受領しており、被告製品を輸入する意思はあったものと解され、被告において、令和元年 8 月 26 日以降は貿易業務を行っていないと主張していることを踏まえても、なお、本件特許権及び本件意匠権を侵害するおそれがあると認められるから、被告製品の使用、譲渡、貸渡し、譲渡又は貸渡しの申出の差止請求については理由がある。

### (9)大阪地判令和 3 年 11 月 9 日 裁判所 HP

令和 3 年(ワ)第 3208 号 損害賠償請求事件 著作権 民事訴訟 (認容)

[https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei\\_jp/685/090685\\_hanrei.pdf](https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/685/090685_hanrei.pdf)

本件は、CAD 機能等を有するアプリケーションプログラム(原告製品)の著作権者である原告が、被告は、原告の許諾を受けずに複製された原告製品の海賊版製品(本件海賊版製品)について、インターネットオークションサイト(本件サイト)での落札者に対し、本件海賊版製品を販売したと主張して、著作権(複製権、譲渡権等)侵害の不法行為(民法 709 条)を理由に、著作権法 114 条 3 項に基づき、損害合計 11 億 6059 万 6750 円の一部である 6000 万円及び遅延損害金の支払を求めた事案。

被告は、海外サイトにおいて、原告製品の海賊版を無料でダウンロードし、本件サイトにおいて、原告製品に係る本件海賊版製品の入札を募り、各落札者に対し、本件海賊版製品を販売したことが認められ、かかる被告販売行為が、原告の著作権(複製権、譲渡権)を侵害し、不法行為を構成することは明らかである。

また、被告は、本件海賊版製品を販売することを繰り返していたのであり、さらに、被告は、前記販売の際に、本件海賊版製品に、ライセンス認証を回避し、本件海賊版製品を無期限に使用することができるようにする不正プログラムを添付しているから、被告に、原告の著作権侵害についての故意があったことは明らかである。

そして、原告製品には、永久ライセンス版と、使用期間を制限したサブスクリプション版が存在するところ、これらの動作種別は、ライセンス認証時に原告から送付される認証コードの種別により決せられることが認められるが、被告は、本件海賊版製品の落札者に対し、本件海賊版製品と共に、ライセンス認証を回避する不正なプログラム等を添付して、落札者をして前記ライセンス認証システムを無効化させ、これによって、落札者は、使用期間の制限なく本件海賊版製品を使用することが可能になったことが認められる。これらの事実関係に照らすと、原告製品の永久ライセンス版の定価をもって、原告が原告製品の著作権の行使につき受けるべき価額であると認めるのが相当である。

以上によれば、原告の損害額合計が 6000 万円を超えていることは明らかであり、被告は、原告に対し、6000 万円及び遅延損害金を支払う義務があるとして原告の請求は認容された。

### 【民事手続】

### (10)最一決令和 3 年 10 月 28 日 裁判所 HP

令和 2 年(許)第 44 号 財産分与申立て却下審判に対する抗告一部却下等決定に対する許可抗告事件(一部破棄差戻・一部棄却)

[https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei\\_jp/659/090659\\_hanrei.pdf](https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/659/090659_hanrei.pdf)

(裁判要旨)

財産分与の審判の申立てを却下する審判に対し、夫又は妻であった者である相手方は、即時抗告をすることができる。

(理由)

家事事件手続法 156 条 5 号は、財産分与の審判及びその申立てを却下する審判に対しては、夫又は妻であった者が即時抗告をすることができるとしている。これは、財産分与の審判及びその申立てを却下する審判に対しては、当該審判の内容等の具体的な事情のいかんにかかわらず、夫又は妻であった者はいずれも当然に抗告の利益を有するものとして、これらの者に即時抗告権を付与したものであると解されるから、抗告人が受けられる最も 有利な内容であり、抗告人は抗告の利益を有するとはいえないとして即時抗告の一部を却下した原審の判断には、裁判に影響を及ぼすことが明らかな法令の違反がある。

### (11)東京地判令和 2 年 6 月 19 日 判例時報 2493 号 10 頁

平成 30 年(ワ)第 10883 号 損害賠償請求事件(却下(控訴))

X社は、外国製自動車の売買、輸入販売等を目的とする株式会社であり、A社は、イングランド法に基づき設立された法人である。Y1社はA社の完全子会社、Y2はA社の職務執行者、Y3はA社のアジアパシフィック地域においてA社を代表する者である。

X社とA社との間では、A社製の自動車の販売・サービスについてのディーラー契約が締結され、同契約にはロンドン国際仲裁裁判所の仲裁に付託されるとの仲裁合意が定められていた。

A社は、X社との上記ディーラー契約を終了させる通知をしたことから、X社は新たなディーラー契約の締結に向けて交渉を重ねたが、結局、新たな契約が締結されることなく、上記ディーラー契約は終了した。

X社は、Yらが事業投資をすればA社と新たなディーラー契約が締結できるかのような言動をしてX社に事業投資をさせたにもかかわらず、結局、新たな契約をA社はX社と締結しなかったため、損害を被ったなどとして、Yらに対して共同不法行為に基づく賠償請求をした。

これに対して、Yらは、本案前の抗弁として、仲裁合意に基づき却下されるべきと主張した。

本判決は、仲裁合意について、イングランド及びウェールズ法(以下、「英国法」)を準拠法とする黙示の合意があったと認定し、英国法の判例に則り、ディーラー契約終了に伴う新たなディーラー契約締結に向けた交渉過程で生じる紛争も対象であり、A社の支配下にあるYらにも効力は及ぶとして仲裁法14条により訴えを却下した。

## 【刑事法】

### (12) 京都地判令和2年6月25日 判例時報2494号98頁

平成30年(わ)第1288号 私印偽造・同使用被告事件 無罪(確定)

本件は、中国籍の被告人Aがインターネット上のショッピングアプリ上に自己の店舗を開いていたところ、中国から時計購入の申し込みを受け、Aは注文者の氏名として「B」、住居を被告人方として、サイト内の店舗で時計1個を注文、B名義で商品代金を振り込み、Aは宅配便業者の配達員Cから荷物を受け取る際、配達票の受取印欄に「B」と記載しCに手渡したが、この受取印欄に仮名で署名した行為について、「他人の署名を偽造し、Cに対し、あたかも真正に成立したもののよう装い提出して使用したものである」として私印偽造・同使用の罪で起訴された事案である。

本判決は、私印偽造の成否について、社会通念上、作成者と名義人の人格の同一性に齟齬が来すか否かにより判断すべきであるとし、仮に受取印欄に仮名等で署名されたとしても、それが自己を現すものである限り、宅配業者と注文者、依頼者の間で名義人と作成者の人格の同一性の齟齬が問題となる場面があまり想定されず、本件は、刑法167条1項の「他人の署名を偽造」したとはいえず、署名が偽造でない以上、偽造した署名を「使用」したともいえないとして無罪を言い渡した。

なお、被告人及び弁護人は、本件は公訴権濫用に該当するから公訴棄却の判決がされるべきと主張したが、本判決は、別件逮捕の意図があったとの疑問が完全に否定できるものではないが、私印偽造・同行使の嫌疑はあったというべきであるなどを理由に公訴権濫用に該当するとまでいえないとした。

### (13) 福岡地判令和2年10月26日 判例時報2492号90頁

令和元年(わ)第1017号 過失運転致死、道路交通法違反被告事件(無罪(確定))

[https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei\\_jp/885/089885\\_hanrei.pdf](https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/885/089885_hanrei.pdf)

被告人が、自動車を運転して直線道路を時速約30kmで進行中、前方道路上に仰臥していた被害者を左前輪で轢過して傷害を負わせ、搬送先の病院で死亡させた過失運転致死と、救護義務・報告義務違反の道路交通法違反の各公訴事実につき、被告人による被害者轢過の有無(犯人性)等が争点とされた事案。

被告人車両のタイヤに被害者DNAの付着が認められたが、裁判官は、証言した警察官と医師の見解は被告人車両が被害者の身体を轢過したかどうかにかかわる核心部分について事故現場の路面の痕跡などの客観的な証拠と整合しないなど少なからぬ疑問が指摘できるうえ、被告人の弁解内容(左前輪が靴に乗り上げたという認識等)に直ちに不自然というべき点は見当たらず、被告人車両が通過する直前に事故現場を通過したいずれかの車両が被害者を轢過したとしてもおかしくはない、と判示した。また、鑑定の結果被告人車両の左前輪内側サイドウォールに付着したDNAが被害者の靴に付着したDNAより定量的に多かったことが明らかになったが、靴は室温で保管され、警察官が素手で触った可能性があり、捜査員が雨中これをはいて再現見分を行ったこと等から、事故から相当期間経過した段階でDNAの量を厳密に判定できるほど良好な保管状態であったとは認め難く、靴に付着していたDNAが相当程度毀損し、あるいは他の捜査員のDNAが付着するなどして汚染された可能性は否定できず、このような靴のDNA型鑑定の結果を有罪認定の根拠とすることは相当ではない、と判示した。

以上の結果、被告人車両が被害者の身体を轢過したと認定するには合理的疑いが残る、として、無罪が言い渡された。

## 【公法】

### (14) 東京高判令和元年5月21日 判例時報2492号10頁

平成30年(行コ)第256号 裁決取消請求控訴事件(変更・請求一部認容(確定))

X(原告・控訴人)は、土地改良法に基づき設立された土地改良区Y(被告・被控訴人)から受けた平成28年9月28日付賦課金に係る督促処分(本件督促処分)の取消を求め、Yに対し土地改良法46条1項並びに行政不服審査法(行審法)2条及び4条1号に基づく審査請求(本件審査請求)をしたところ、Yは平成29年1月11日付でこれを棄却する旨の裁決(第1裁決)をした。しかし、同審理手続において、Xに対し審理員の指名を通知せず、審理員も処分庁であるYに弁明書を作成させてこれをXに送付することをせず、Xに反論書提出や口頭意見陳述の機会を与えなかったことから、Yは第1裁決には手続的な違法があったとして同年2月17日付でこれを取り消し、改めて同年4月11日付で本件審査請求を棄却する旨の裁決(第2裁決)をした。これに対し、Xが、第1裁決及び第2裁決はいずれも違法であると主張して両裁決の取り消しを求めて提訴した。

第1審判決(さいたま地裁平成30年7月18日判決・判例時報2492号17頁掲載)は、第1裁決はYにより適法に取り消されているから訴えの利益を欠くとして却下し、第2裁決が違法であるとするXの主張には理由がないとして棄却した。

控訴審は、第1裁決については、不適法却下した原判決の判断を是認した。しかし、第2裁決については、①審理員として指名されたBは本件督促処分を決議したYの理事会に総括監事として出席していたことから、行審法9条2項1号所定の除斥事由に該当して審理員の資格を欠いている、②第2裁決は審査庁であるYにおいてBの審理員意見書を参酌することなくされたものである上、その審理過程は審理員を挟んだ審査請求人と処分庁の対審的審理構造ではなく、審理員と処分庁が審査請求人と対立する形となっていたから、審査庁による公正な審理に反するものであったというべきで、第2裁決には行審法の趣旨に反する重大な手続上の瑕疵があり、違法なものと言わざるを得ない、として、原判決を変更して、Xの第2裁決に関する請求を認容し、第2裁決を取り消した。

### (15) 名古屋高判令和3年1月13日 判例タイムズ1488号126頁

令和元年(ネ)第664号 損害賠償請求控訴事件(変更、一部認容、確定)

[https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei\\_jp/991/089991\\_hanrei.pdf](https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/991/089991_hanrei.pdf)

控訴人(スリランカ国籍)が不法残留を理由に退去強制令書発付処分を受け、その後の難民認定申請に対する不認定処分に対し異議申立棄却決定がされたが、同決定の40日後にされた告知の翌日に集団送還の方法によりスリランカに強制送還されたため控訴人の裁判(本件不認定処分に対する取消訴訟等)を受ける権利を侵害したなどと主張して、国に対し、国家賠償法1条1項に基づき、330万円の損害賠償の支払いを求めた事案。

本判決は、入管職員が、難民不認定処分に対する異議申立棄却決定後に取消訴訟等を提起する意向を示していた控訴人を集団送還の対象として、異議棄却決定の告知を送還の直前まで遅らせて、同告知後は第三者と連絡を取ることを認めずに、告知の翌日には本国に強制送還をしており、これらの一連の公権力の行使に係る行為は、異議申立てが濫用的に行われたといえる特段の事情のない本件において、控訴人の難民該当性に関する司法審査の機会を実質的に奪ったとして、国賠法1条1項の適用上違法とし、国に対し44万円(慰謝料40万円、弁護士費用4万円)の支払いを命じた。

### (16) 福島地判令和2年12月1日 判例タイムズ1488号150頁

平成31年(行ウ)第1号 行政文書不開示決定取消等請求事件、平成31年(ワ)第54号損害賠償請求事件(一部認容、一部訴え却下、確定)

[https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei\\_jp/947/089947\\_hanrei.pdf](https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/947/089947_hanrei.pdf)

原告(原告の子は、a中学校に通学していたが、同校の生徒からのいじめにより不登校となり自死した)は、被告(A町)に対し、A町情報公開条例に基づき、被告教育委員会がA町立a中学校の生徒等を対象に実施したいじめに関するアンケートの回答結果をまとめた文書の不開示決定の取消し、本件文書の開示の義務付け及び国家賠償法1条1項に基づく損害賠償を求めた。

本判決は、固有名詞、日付、性別、学年、学級、委員会名、部活動名、学級等における役職・担当等が記載された部分(不開示部分)を除けば、特定の個人を識別できなくなるものと認められ、同部分は他の部分と容易に区分して除外が可能であるし(条例6条2号の不開示事由「個人に関する情報で、特定の個人が識別され、又は識別され得るもの」について)、不開示部分を除けば、生徒等が本人ないし回答内容に係る生徒等が識別されることを懸念してアンケートへの協力を拒むおそれがあるとはいえず、関係当事者間の信頼関係が損なわれるともいえない(条例6条6号「開示することにより、当該事務事業又は将来の同種の事務事業に係る公正若しくは適正な意志形成に著しい支障が生ずると認めら



れるもの」、及び、同7号「関係事業者間の信頼関係が損なわれると認められるもの又は町政の公正若しくは適正な執行を著しく妨げると認められるもの」について)として、上記不開示部分を除く部分開示を相当とし、その限度で本件処分を取消して開示を義務付け、11万円の損害賠償を命じた。

### **(17)大阪地中間判令和3年4月22日 判例タイムズ1488号136頁**

令和2年(行ウ)第66号 特別地方交付税の額の決定取消請求事件(法律上の争訟性肯定)

[https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei\\_jp/302/090302\\_hanrei.pdf](https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/302/090302_hanrei.pdf)

地方交付税法2条2号の地方団体である原告(泉佐野市)が、総務大臣から受けた令和元年度の特別交付税の額の決定(本件各決定)は、いわゆるふるさと納税として多額の寄附金を集めたことをもって特別交付税の額を減額する旨を規定する特別交付税に関する省令附則(本件各特例規定)に基づいてその額を算定してされたものであるところ、当該特例規定は違法であるから、本件各決定は違法であるなどと主張して、国に対し、行政事件訴訟法3条2項の「処分の取消しの訴え」として本件各決定の取消を求めたのに対し、国は、原告について一般私人が立ち得ない行政機関特有の立場である「固有の資格」で本件訴えを提起したものであることなどを理由に、本件訴えが「法律上の争訟」に当たらないと主張した。

裁判所は、地方団体が国に対して特別交付税の額の決定の取消しを求める訴えは、地方団体と国との間の具体的な権利義務ないし法律関係の存否に関する紛争であり、地方交付税の額の算定方法及び交付の手続を定める地方交付税法の規定(10条、15条、16条等)に照らすと、特別交付税の額の決定が適法であるか否かは、同法その他の関係法令を適用することによって判断が可能であるから、本訴えは、その性質上、法令の適用によって終局的に解決することができるとし、裁判所法3条1項にいう「法律上の争訟」に当たるとの中間判決をした。

### **【社会法】**

### **(18)大阪地判令和3年2月25日 判例時報2493号64頁**

平成30年(ワ)第1039号 損害賠償請求事件(棄却(控訴))

人材派遣事業を業とするYとの間で、有期派遣労働契約を締結していたXが、Yの無期労働契約社員(派遣元で就労する内勤の正社員)との間で、通勤手当の支給の有無について、労働条件の相違があることは労契法20条(平成30年法律第71号による改正前のもの、以下同じ)に違反しているとして、Yに対し、通勤手当相当額の損害賠償を求めた事案。

本判決は、期間の定めがあることによる相違に当たるが、支給の趣旨・目的、職務の内容等の相違のほか、その他の事情(X自身が派遣就労ごとに就労条件を吟味し決定していたこと、Xに支給されていた時給額が通勤交通費を自己負担するのに不足はなかったこと等)から、「不合理と認められるもの」とはいえないとして、請求を棄却した。

### **【紹介済み判例】**

### **最二判令和2年7月2日 判例時報2492号5頁**

平成31年(行ヒ)第61号 通知処分取消等請求事件(破棄自判)

→法務速報231号22番にて紹介済み

### **福岡高判令和2年9月25日 判例時報2494号3頁**

令和2(行コ)7号 公務外認定処分取消請求控訴事件 取消・請求認容(確定)

→法務速報244号4番にて紹介済み

[https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei\\_jp/785/089785\\_hanrei.pdf](https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/785/089785_hanrei.pdf)

### **大阪高判令和2年10月1日 判例時報2493号49頁**

令和元年(行コ)第96号 遺族補償給付等不支給処分取消請求控訴事件 取消・請求棄却(上告受理申立て)

→法務速報234号26番にて紹介済み

### **最一令和2年10月15日 判例時報2494号70頁**

①事件=平成30年(受)第1519号 未払時間外手当金等請求事件(上告棄却)

→法務速報234号21番、242号13番にて紹介済み

[https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei\\_jp/771/089771\\_hanrei.pdf](https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/771/089771_hanrei.pdf)

②事件=令和元年(受)第777号・第778号 地位確認等請求事件(一部上告棄却、一部破棄差戻)

→法務速報234号22番、242号14番にて紹介済み

[https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei\\_jp/772/089772\\_hanrei.pdf](https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/772/089772_hanrei.pdf)

③事件=令和元年(受)第794号・第795号 地位確認等請求事件(一部上告棄却,一部破棄差戻)

→法務速報234号23番,242号15番にて紹介済み

[https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei\\_jp/773/089773\\_hanrei.pdf](https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/773/089773_hanrei.pdf)

### **最三判令和2年12月22日 判例時報2494号42頁**

平成30年(受)第1961号 損害賠償請求事件(一部破棄差戻,一部上告棄却)

→法務速報237号13番にて紹介済み

[https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei\\_jp/915/089915\\_hanrei.pdf](https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/915/089915_hanrei.pdf)

### **最三判令和3年1月22日 金法2173号70頁**

令和元年(受)第861号 取立債権請求控訴,同付帯控訴事件(破棄自判)

→法務速報238号26番にて紹介済み

[https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei\\_jp/963/089963\\_hanrei.pdf](https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/963/089963_hanrei.pdf)

### **最一判令和3年3月11日 判例タイムズ1488号75頁**

令和元年(行ヒ)第333号 法人税更正処分取消請求事件(上告棄却)

→法務速報239号20番にて紹介済み

[https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei\\_jp/094/090094\\_hanrei.pdf](https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/094/090094_hanrei.pdf)

### **最一判令和3年3月25日 判例タイムズ1488号89頁**

令和2年(受)第753号,令和2年(受)第754号 退職金等請求事件(上告棄却)

→法務速報240号1番にて紹介済み

[https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei\\_jp/180/090180\\_hanrei.pdf](https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/180/090180_hanrei.pdf)

### **最二判令和3年4月16日 判例タイムズ1488号121頁**

令和2年(受)第645号 遺言有効確認請求事件(破棄自判)

→法務速報240号14番にて紹介済み

[https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei\\_jp/252/090252\\_hanrei.pdf](https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/252/090252_hanrei.pdf)

### **最二判令和3年4月16日 金法2172号98頁**

令和2年(受)第645号 遺言有効確認請求事件(破棄差戻)

→法務速報240号14番にて紹介済み

[https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei\\_jp/252/090252\\_hanrei.pdf](https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/252/090252_hanrei.pdf)

### **最三決令和3年4月27日 判例タイムズ1488号70頁**

令和2年(行フ)第2号 手数料還付申立て却下決定に対する許可抗告事件(抗告棄却)

→法務速報241号22番にて紹介済み

[https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei\\_jp/277/090277\\_hanrei.pdf](https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/277/090277_hanrei.pdf)

### **最二判令和3年5月14日 判例タイムズ1488号65頁**

令和2年(行ヒ)第238号 住民訴訟による違法確認請求事件(破棄自判)

→法務速報241号17番にて紹介済み

[https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei\\_jp/292/090292\\_hanrei.pdf](https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/292/090292_hanrei.pdf)

### **最大決令和3年6月23日 判例タイムズ1488号94頁**

令和2年(ク)第102号 市町村長処分不服申立て却下審判に対する抗告棄却決定に対する特別抗告事件(抗告棄却)

→法務速報243号1番にて紹介済み

[https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei\\_jp/412/090412\\_hanrei.pdf](https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/412/090412_hanrei.pdf)

## 2. 令和3年(2021年)11月20日までに成立した、もしくは公布された法律

種類 提出回次 番号  
法律名及び概要

成立法令なし

## 3. 11月の主な発刊書籍一覧(私法部門)

著者 出版社 頁数 定価(税込)

書籍名

★は後記に解説あり

渡辺 晋/著 新日本法規 318頁 4,290円  
不動産の共有関係 解消の実務-Q&A とケース・スタディー★

滝口大志/著 税務経理協会 301頁 2,970円  
早期解決を実現する 建物明渡請求の事件処理 80 [第2版] 任意交渉から強制執行までの事例集

澁谷彰久 大貫正男 池田恵利子 伊庭 潔/著 日本加除出版 611頁 10,230円  
成年後見・民事信託の実践と利用促進

不動産登記実務研究会/著 日本加除出版 312頁 3,850円  
不動産登記の書式と解説 第1巻 土地の表示に関する登記

## 4. 11月の主な発刊書籍一覧(公法・その他部門)

著者 出版社 頁数 定価(税込)

書籍名

★は後記に解説あり

東京弁護士会 親和全期会/編著 第一法規 242頁 2,750円  
こんなところではつまづかない! 弁護士 21 のルール [新訂版]

岡芹健夫/著 民事法研究会 255頁 2,970円  
職場のメンタルヘルス対策の実務必携 Q&A 適正手続とトラブル防止の労務マニュアル

細川 潔 和泉貴士 田中健太郎/著 エイデル研究所 209頁 2,750円  
弁護士によるネットいじめ対応マニュアル 学校トラブルを中心に

遠藤英嗣/著 日本加除出版 289頁 3,740円  
家族信託の実務 信託の変更と実務裁判例 家族信託をめぐる争訟を知り、信託行為と信託の変更を考える

第一東京弁護士会 若手会員委員会 委任状研究部会/編 新日本法規 267頁 4,400円  
若手弁護士・パラリーガル必携 委任状書式百選★

第二東京弁護士会国際委員会/編 民事法研究会 291頁 3,410円

## 5. 発刊書籍＜解説＞

「不動産の共有関係 解消の実務—Q&A とケース・スタディー」

夫婦間や親族等で共有状態になっている不動産についてトラブルを生じた際の解決の方策を具体的な事例を挙げて解説している。また、遺産分割との関連も解説されており参考となる書籍である。

「若手弁護士・パラリーガル必携 委任状書式百選」

日常の業務において作成される委任状の書式について解説がされており、委任状の内容を見直すことでより精緻な業務を行うために参考となる書籍である。なお、委任状の書式データをサイトからダウンロードすることができる。

(C) Copyright 公益財団法人 日弁連法務研究財団 掲載記事の無断転載を禁じます。